

# 作業環境測定

15

作業環境測定士 豊田 豪

## 皮膚等障害化学物質の対応について

化学物質のばく露対策として思い浮かぶのはなんでしょうか？

測定現場では、手袋や保護衣は作業性が悪くなるので使用を避けるという意見をよく伺います。

下記に実施時期の表を示します。

らかなるものを取り扱う場合は、不浸透性の保護具の使用が義務となります。また、  
②皮膚や眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され健康被害を生ずるおそれのないことが明らかでない物質を取り扱う場合は不浸透性の保護具の使用が努力義務となります。

皮膚障害をおこすおそれの明らかな物質は現在リストが公開されています。化学物質は膨大な数があるため、障害をおこすか明らかになつていないう物質も多くあります。これらは保護具の使用は努力義務となっていますが、少しでも健康被害のリスクを回避するために使用していただいたほうがよいと思います。

用するものにも含まれています。みなさん、今一度使用している製品のSDS（安全データシート）を確認し、内容物の把握・理解をしてみてはいかがでしょうか。



厚生労働省『皮膚等障害化学物質に係る省令改正内容等について』

一番最初に思い浮かぶのは呼吸用保護具（マスク）かと思います。実際、私も作業環境測定にお伺いする際、一番目にすることが多い保護具です。しかし、日本における化学物質による健康障害事案は年間400件程度で、経皮ばく露による皮膚障害が最も多く、吸入・経口ばく露による障害発生件数の約4倍にもなります。（厚生労働省・平成29年及び平成30年の労働者死傷病報告より）それにもかかわらず、

■ 必要になる対応  
過去の皮膚障害発生事例や発生件数が多いことから、  
①皮膚や眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され健康被害を生ずるおそれがあることが明

皮膚障害をおこすおそれの明らかな物質は現在リストが公開されています。化学物質は膨大な数があるため、障害をおこすか明らかになつていないう物質も多くあります。これらは保護具の使用は努力義務となっていますが、少しでも健康被害のリスクを回避するために使用していただいたほうがよいと思います。

化学物質は工場で使用しているイメージがありますが、掃除用品や毛染め剤など一般の生活で使

(表)

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2024(R6) 4.1
明らか (①)		努力義務 → 義務
ないことが明らかでない (②)		努力義務
ないことが明らか	(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)	

(厚生労働省資料『皮膚等障害化学物質に係る省令改正内容等について』P11より)

【本誌令和5年11月号についての追加説明】  
令和5年11月号27ページで特定粉じん作業の管理について書かせていただきました。その中で「作業場を月に1回真空掃除機又は水洗いによる掃除を行う」と記述しました。正しくは「特定粉じん作業を行う作業場においては毎日1回の清掃と月に1回真空掃除機又は水洗いによる掃除を行う」と記述しました。

正しくは「特定粉じん作業を行う作業場においては毎日1回の清掃と月に1回真空掃除機又は水洗いによる掃除を行う」となります。作業日ごとの毎日の清掃も必要となります。